

【健康保険被扶養者添付書類一覧表】		
・被扶養者異動届＋被扶養者届出内容確認書は提出必須		
※配偶者が日揮健保の被扶養者でない場合は、夫婦共同扶養の確認のため、配偶者の年間収入が確認できる書類の提出が必要です。（備考参照）		
続柄	状況	必要
子	高校生以下	1.世帯全員分の住民票（個人番号記載なし・続柄記載あり）
	学生 （大学・専門学校生・予備校生等）	収入なし （大学・専門学校生・予備校生等）
		アルバイト収入あり （大学・専門学校生・予備校生等）
		年金受給者 （大学・専門学校生・予備校生等）
	学生以外	無職・無収入
		パート・アルバイト
		自営業者・不動産・農業などの収入者
		金融所得等 （株式/投資信託/利子/配当/先物取引等）
		年金受給者
		退職
		雇用保険（失業保険）受給終了



申請事由が下記に該当する場合、追加で下記の書類が必要です。

扶養の切替	・健康保険資格喪失証明書のコピー
別居	・送金証明書（定期的な送金が必要、金額・送金者および受取人が客観的に確認できるもの）
障害者	・障害者手帳のコピー
外国籍	・在留カードのコピー（両面）

出産・傷病手当金・労災保険の給付金受給終了	・保険給付支給決定通知書コピー【金額給付期間がわかる書類】 (※日額3,612円(60歳以上及び障害年金受給者は5,000円・19歳以上23歳未満の場合は4,166円)未満の場合は、受給中でも申請可)
養子縁組	戸籍謄本(全部事項証明)

【備考】
■扶養認定にあたり上記必要書類だけで判断がつかない場合、別途追加書類を提出をお願いすることがあります。 ■該当状況が複数ある場合は、書類はすべてご準備ください。 ■住民票・非課税証明書は発行から3か月以内のものをご提出ください。 ■※¹ 労働契約内容により年間収入が判定できない場合(例えば、「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合、契約期間が1年に満たない場合等)は、シフト表や給与支払調書等の提出をお願いすることがあります。 «夫婦共同扶養(夫婦共働き)とは» 原則として、収入の高い方が子どもの主たる生計維持者となります。 そのため、以下の書類により配偶者の年間収入を確認します。 ・給与収入者の場合：直近の源泉徴収票のコピーもしくは課税非課税証明書 ・自営業者の場合：直近の確定申告書第一表および課税非課税証明書 年間収入とは、過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから今後1年間の収入見込額として算出します。 夫婦の年間収入の差額が、収入の多い方の年間収入の1割以内である場合には、届出により、夫婦のいずれかを主たる生計維持者として選択することができます。

(2026.4.1)